

## データ保護関連規制 各国法アップデート

データ保護ニュースレター

2025年5月28日号

執筆者:

[岩瀬 ひとみ](#)

[h.iwase@nishimura.com](mailto:h.iwase@nishimura.com)

[菊地 浩之](#)

[h.kikuchi@nishimura.com](mailto:h.kikuchi@nishimura.com)

[河合 優子](#)

[y.kawai@nishimura.com](mailto:y.kawai@nishimura.com)

[村田 知信](#)

[to.murata@nishimura.com](mailto:to.murata@nishimura.com)

[五十嵐 チカ](#)

[c.igarashi@nishimura.com](mailto:c.igarashi@nishimura.com)

[松本 絢子](#)

[a.matsumoto@nishimura.com](mailto:a.matsumoto@nishimura.com)

[菅 悠人](#)

[y.suga@nishimura.com](mailto:y.suga@nishimura.com)

[尹 元](#)

[w.yoon@nishimura.com](mailto:w.yoon@nishimura.com)

本ニュースレターでは、各国のデータ保護関連規制の主なアップデートのうち、2025年3月及び4月のものを中心にご紹介する。

### 1. 日本

- 2025年3月5日、個人情報保護委員会は、「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を[公表](#)した。①個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方、②個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方、③個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方について、それぞれ規律の方向性に関する考え方等が示されている。今後、本文書の内容も踏まえつつ、ステークホルダーとの議論を続けていくとしている。
- 2025年3月28日、総務省及び経済産業省は、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第2.0版」を[公表](#)した。今般の改定は、対象事業者の明確化、事業者・医療機関等間の合意内容の明確化、及びリスクコミュニケーションの実効化を図る観点から行われたものである。
- 2025年3月31日、経済産業省は、営業秘密管理指針の[改訂版](#)を公表した。主な改訂点は、秘密管理性の要件の記載の充実化、大学・研究機関が営業秘密を保有する「事業者」に該当することの明確化、営業秘密と限定提供データとの関係明記等である。意見募集段階の改訂案の詳細は、[2025年2月14日号のデータ保護ニュースレター](#)を参照されたい。
- 2025年4月30日、総務省、厚生労働省及び経済産業省は、「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を[公表](#)した。従前の「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を、時勢の変化や実際の運用等に照らして改定したものである。
- 2025年5月1日、デジタル庁は「データガバナンス・ガイドライン（案）」に係る[意見募集](#)を開始した（募集期間は同年5月23日まで）。同案は、主として企業経営者を対象に、保有するデータを最大限に

活用することで DX に取り組み、Society 5.0 に向けて企業価値を向上していくための、データガバナンスの重要性と実践における要点をまとめたものである。データガバナンスの 4 つの柱として①越境データの現実に即した業務プロセス、②データセキュリティ、③データマチュリティ、④AI などの先端技術の利活用に関する行動指針を挙げ、経営者が取るべき行動等も提示している。

## 2. 米国

- 2025 年 4 月 8 日、特定の国（中国（香港及びマカオを含む。）、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア及びベネズエラ）又はそれらの国と関連性を有する個人による米国人の大量のセンシティブパーソナルデータ（Americans' Bulk Sensitive Personal Data）又は合衆国政府に関連するデータ（United States Government-Related Data）へのアクセスを可能とするデータ取引を禁止する[大統領令（14117 号）](#)に関して、同大統領令を執行するために司法省が定めた最終ルールが発効した。これにより、上記の国又は個人に対する特定のデータの提供には一定の制限が課されることになる。同月 11 日には、司法省から、当該ルールに関するコンプライアンスガイド（[Compliance Guide](#)）、[FAQ](#) 及び執行ポリシー（[Implementation and Enforcement Policy](#)）も公表された。
- 2025 年 4 月 16 日、それぞれ包括的なプライバシー保護のための州法を有するカリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、インディアナ州、ニュージャージー州及びオレゴン州の規制当局によりコンソーシアム（Consortium of Privacy Regulators）が形成された旨が、カリフォルニア州のプライバシー保護当局（California Privacy Protection Agency）により公表された。当該コンソーシアムは、政策決定・法改正等の議論の促進を目的とする他、各州法の執行や違反行為の調査等において協力するとされている。
- 2025 年 4 月 15 日、モンタナ州において同州の消費者データプライバシー法（Montana Consumer Data Privacy Act）を[改正する法案](#)が州議会を通過した。今後、州知事の署名を経て発効することとなる。当該改正により、同州法の適用対象となる事業者の範囲が修正される他、学生データ（Student Data）に関する規定等も追加される。また、改正前の同州法においては、違反状態を是正するための 60 日間の猶予期間が設けられていたが、改正により当該猶予期間は撤廃され、また、事業者に対してデータ保護アセスメントを実施するよう求める権限が州司法長官に新たに付与される。加えて、同州法の違反に関して、最大 7,500 米ドルの民事上の罰金制度が導入される。
- 2025 年 3 月 24 日及び同年 5 月 2 日、バージニア州の Virginia Consumer Protection Data Act が改正された。具体的には、①消費者の生殖又は性に関する健康情報（Reproductive or Sexual Health Information）の保護に関する[改正](#)及び②未成年者のソーシャルメディアの使用の制限に関する[改正](#)がなされた。①の改正により、消費者の生殖又は性に関する健康情報（Reproductive or Sexual Health Information）を本人の同意なしに収集、開示、売却又は拡散することが禁止される。同改正法では、生殖又は性に関する健康情報（Reproductive or Sexual Health Information）をバージニア州の消費者の過去、現在若しくは将来の生殖又は性に関する健康情報と定義しており、(a) 生殖若しくは性に関する健康情報サービス、物品の検索又は取得の試みに関する情報（当該サービス又は物品の取得の試みを示唆する位置情報を含む。）、(b) 生殖若しくは性に関する健康状態、疾患又は診断に関する情報（妊娠、月経、排卵、妊娠の可能性、性的活動の有無及び避妊の有無を含む。）、(c) 妊娠中絶を含む、生殖

及び性の健康に関する外科手術及び医療処置に関する情報、(d) 避妊薬、避妊具又は生殖健康に関連するその他の医薬品（中絶薬を含む。）の使用又は購入に関する情報、(e) 月経又は妊娠に関連する身体機能、バイタルサイン、測定値又は身体的症状に関する情報（基礎体温、けいれん、体液の分泌又はホルモンレベルを含む。）、(f) 上記に関連する診断、検査、治療、投薬又は製品・サービスの使用に関する情報、及び (g) 上記の情報のうち、健康関連情報以外の情報から導出又は推論された代理情報、派生情報、推論情報、新たに生成された情報又はアルゴリズムによる情報を含むものとしている。②の改正により、ソーシャルメディアプラットフォームの運営者は、(a) ユーザーが 16 歳未満の未成年者であるかどうかを判断するために、商業的に合理的な方法（中立的な年齢スクリーニング等）を使用すること、(b) 親が使用時間の制限緩和に同意しない限り、未成年者のソーシャルメディアプラットフォームサービスの使用を 1 日 1 時間に制限することが義務付けられる。また、同改正法は、未成年者の使用時間の制限により、ソーシャルメディアプラットフォームの運営者がソーシャルメディアプラットフォームサービスの品質又は価格を変更することを禁止している。①の改正は 2025 年 7 月 1 日に、②の改正は 2026 年 1 月 1 日に発効する予定である。

### 3. 欧州

- ・ 2025 年 3 月 3 日、ICO は、子どものデータプライバシーに対する市民の関心が高まっていることを受けて、子どもの個人データをオンライン上で保護する重要性を強調する[ブログ](#)を公表した。ICO は、複数の SNS サービスにおける子どものデータ処理及び年齢確認措置について、調査を行い、子どものプライバシーへの懸念が増大していることを確認するとともに、各種オンラインサービスの提供者に必要な措置を講じるよう働きかけを強めているとしている。
- ・ 2025 年 3 月 5 日、ENISA は、NIS2 指令の下で各分野におけるサイバーセキュリティの成熟度と重要性を評価した[報告書](#)を公表した。
- ・ 2025 年 3 月 13 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、トランスジェンダーの個人が、公的登録簿の性別変更を当局に対して求めたものの、当局が該当の手續がないとして拒否した事案において、①公的登録簿を管理する当局は、自然人の性別に関する個人データが不正確である場合、GDPR16 条に基づき、当該個人データを訂正する責任を有し、②訂正権の行使にあたって、個人は、データが不正確であることを証明するために合理的に必要とされる範囲で、関連する十分な証拠を提供することが求められる場合があるが、いかなる場合においても、当局は、性別適合手術に関する証拠の提出を条件とすることにより訂正権の行使を制限することは認められないとする[判決](#)を下した。
- ・ 2025 年 3 月 13 日、欧州データ保護委員会（EDPB）は、「拘束力のある企業規則」の承認のための手順を定める、[第 29 作業部会文書 WP263rev.01 の更新版](#)を採択した。
- ・ 2025 年 3 月 14 日、EDPB は、テロ行為や重大な犯罪の防止・検知・捜査・起訴のために乗客予約記録（PNR）情報を使用することに関する指令（PNR 指令）の実施について、CJEU の判決（C-817/19）を踏まえた[声明](#)を採択した。
- ・ 2025 年 4 月 3 日、CJEU は、政府機関に対する情報の開示請求があった事案に関して、①法人の代表者

として行動する自然人の氏名、署名、及び連絡先情報を開示することは、GDPR4 条 1 項及び 2 項における個人データの処理に該当すること、②GDPR6 条 1 項 (c) 及び (e) は、86 条と併せて解釈すれば、データ管理者に対し、個人データを含む公的文書を開示する前に、データ主体への通知及び協議を行う義務を課す旨の国内法の規定を排除するものではないが、当該義務が実行可能であり、かつ公文書への公衆のアクセスを不当に制限しない場合に限られることを内容とする[判決](#)を下した。

- ・ 2025 年 4 月 14 日、EDPB は、ブロックチェーン技術による個人データ処理に対応し、GDPR への準拠を強調するガイドライン 02/2025 について、[パブリックコメント](#)を開始した。同ガイドラインは、ブロックチェーンの原則、アーキテクチャ、データ保護対策、データ保護影響評価 (DPIA) の必要性などについての指針を示している。

#### 4. 中国

- ・ 2025 年 3 月 14 日、人工知能生成合成コンテンツ識別弁法が公布された。同弁法は、同年 9 月 1 日に施行予定である。同弁法に基づき、ネットワーク情報サービス提供者は、AI により生成、合成されたテキスト、画像、音声等につき、ユーザーが一目で識別できる顕式標識及びファイルのメタデータ等に、埋め込み技術的に識別可能とする隠式標識の付与が義務付けられる。
- ・ 2025 年 3 月 24 日、「ネット取引コンプライアンスデータ报送管理暫定弁法」が公表され、4 月 25 日より施行されている。同弁法は、主にネット取引におけるコンプライアンスデータ (中国国内で生成されたネット取引事業者の身元情報、違法行為に関する手がかりとなるデータ、行政執行調査協力に関するデータ、特定の商品又はサービスの取引データなど、ネット取引の監督管理に係るデータ) の報告範囲、報告期限、報告先、及び当該データの利用と管理について定めている。
- ・ 2025 年 4 月 2 日、「ネットワークセキュリティ標準実践ガイドライン—モバイルインターネット未成年者モード技術要件」が公表され、同日より施行されている。本要件は、モバイルインターネットにおける「未成年者モード」の技術要件を規定しており、モバイルスマート端末、モバイルインターネットアプリケーション、アプリ配信プラットフォームにおける未成年者モードの技術要件及びそれらの連携に関する技術要件を含む。
- ・ 2025 年 4 月 24 日、「ネットワークセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報保護コンプライアンス監査要件 (意見募集稿)」が公表され、同年 5 月 6 日まで意見募集が行われた。本要件は、個人情報保護コンプライアンス監査の原則を提示し、監査の全体的な要件、内容・方法、及び実施プロセスを規定している。

#### 5. 香港

- ・ 2025 年 3 月 19 日、重要インフラ (コンピュータ・システム) 保護法が可決された。2026 年 1 月 1 日に施行予定である。同法の概要は、[2025 年 3 月 24 日号のデータ保護ニュースレター](#)を参照されたい。

## 6. 韓国

- ・ 2025年3月13日、2023年3月の個人情報保護法改正により新設された個人情報転送要求権（いわゆるマイデータ制度）に係る規定が、2年間の猶予期間を経て施行された。今回の施行内容は、保健医療分野及び通信分野における情報転送に関するものであり（エネルギー分野は2026年6月1日から施行予定）、同日に制定・施行された「保健医療分野における個人情報転送に関する告示」及び「通信分野における個人情報転送に関する告示」において、具体的な転送要求対象情報の項目及び範囲が定められている。
- ・ 2025年4月1日、個人情報保護法が一部改正された。今回の改正では、韓国内に住所又は営業所を有しない個人情報処理者が国内代理人を指定する場合において、当該個人情報処理者が設立した韓国法人、又は当該個人情報処理者が役員構成や事業運営等に支配的な影響力を行使する韓国法人がある場合、その法人の中から国内代理人を指定しなければならないこと（31条の2第2項後段）、国内代理人を指定した個人情報処理者に対して、その国内代理人を管理・監督する義務を課すこと（31条の2第3項）等が主な内容となっている。本一部改正法は、6か月の猶予期間を経て、2025年10月2日から施行される予定である。

## 7. 台湾

- ・ 2025年3月27日、個人情報保護法の改正法案が閣議決定された。改正の概要は、[2025年3月24日号のデータ保護ニュースレター](#)を参照されたい。なお、当初の改正草案にあった一定の場合の個人情報保護担当者及び監査人員の設置義務は削除されている。

## 8. ベトナム

- ・ 2025年3月25日、2025年7月1日から施行されるデータ法において厳格な域外移転規制等の対象となる重要データ及びコアデータの内容を定める政令の草案が公表された。当該草案には、例えば、重要データとしてベトナム国民や企業の財務データ、生体認証データ、健康データ等、コアデータとして民族、宗教又は地理空間に関するデータ等が規定されている。

## 9. マレーシア

- ・ 2025年4月29日、個人データの越境移転移転規制に関するガイドラインがマレーシア個人情報保護局から発行された。同ガイドラインは、2025年4月1日に改正法が施行された個人情報保護法に基づく域外移転規制に関して、越境移転のために満たすべき要件やデータ管理者の義務（法的根拠への依拠、データ主体への通知、安全性の確保及びデータ受領者の記録の保持・管理等）の詳細を定めている。

## 10. ニュージーランド

- ・ 2025年3月28日、ニュージーランドにおける消費者データ権（CDR）に関する規制枠組みである顧客

及び製品データ法 (Customer and Product Data Act) が成立し、施行された、同法は、ニュージーランドに CDR を創設した上で、指定された分野 (内閣は、銀行業を指定した旨の[公表](#)をしている。) の顧客が、顧客データへのアクセス方法及び利用方法をより詳細に管理できるようにし、イノベーション及び競争を促進し、安全で標準化された効率的なデータサービスを促進することを目的としている。同法は、法案提出時と比べて、顧客 (Customer) や指定顧客データ (Designated customer data) の範囲が拡大され、データ保有者による顧客の本人確認義務が追加される等、いくつかの変更が加えられた。

## 11. カナダ

- 2025年3月17日、ケベック州のプライバシー規制当局 (CAI) は、従業員の採用目的における雇用主又は人材紹介会社を含む第三者による個人情報の収集に関する[ガイドライン](#)を公表した。同ガイドラインでは、採用に至るまでのプロセスを①求人段階 (採用候補者から履歴書を受領する段階)、②応募書類から採用候補者を選別する段階、③採用候補者のスキルを確認する段階、④採用段階の4つの段階に分け、各段階において採用候補者の個人情報をどのように扱うべきかを定めている。

## 12. ブラジル

- 2024年12月19日、ブラジルのデータ保護当局 (ANPD) は、データ保護責任者 (DPO) の役割に関するガイドを公表した。同ガイドは、2024年7月16日に発行された DPO の業務規則を補完するものであり、DPO の資格要件や任命手続、DPO 不在時の代理、情報開示、利益相反等について詳細に規定している。

## 13. アルゼンチン

- 2025年1月、アルゼンチンの治安省は、連邦サイバー犯罪防止及び戦略的サイバーセキュリティ管理計画 (2025-2027) を承認した。同計画は、情報通信技術使用のための安全な環境を促進すること、サイバー犯罪防止と捜査能力の向上、及びサイバーセキュリティとサイバーインフラの保護に関する文化の育成等を目的としており、警察と治安部隊が連携してサイバー犯罪対策に取り組む体制を構築することなどが規定されている。なお、同計画は、内閣官房長官室所属の公共イノベーション事務局が承認した「第2次連邦サイバーセキュリティ戦略」の内容と整合している。
- 2025年3月14日、アルゼンチン証券取引委員会 (CNV) は暗号資産サービス提供者 (VASPs) に対する新たなサイバーセキュリティ基準を導入する 1058/2025 決議を公表した。同基準は、VASPs に対して、CNV に対する自社のコンピューターシステムに関する情報へのアクセス提供義務、CNV への技術報告書の提出義務、サイバーセキュリティリスク管理のための手順の実施義務、情報セキュリティーポリシーの策定義務、コンピューターシステムの年次監査義務及び規制遵守・内部管理責任者の設置義務等を課している。

## 14. メキシコ

- 2025年3月20日、メキシコにおいて、公共情報の透明性とアクセスに関する一般法、公共部門の保有する個人情報の保護に関する一般法、及び民間部門の保有する個人情報の保護に関する連邦法の制定、並びにそれに沿った連邦行政基本法 37 条の改正が公表され、翌日施行された。この改正は、個人データの透明性・アクセス及び保護に関する国立研究所（INAI）を解散した上で、INAI の機能を反汚職・ガバナンス省（Ministry of Anti-Corruption and Good Governance）に移管して、同省を新たな個人データ保護の主管当局と位置付ける等、個人データ保護制度における包括的な制度改革を構成することを内容とするものであり、また、データ主体の権利が強化されるとともに、データ管理者及び処理者に課される義務も拡充されている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)